

【北海道からのお知らせ】身体障害者手帳をお持ちの皆様へ

マイナンバー制度の円滑な運用のため、身体障害者手帳情報の正確な登録が必要です。あなたやご家族がお持ちの身体障害者手帳のご確認をお願いします。

次の場合は「届出」や「再交付申請」が必要になりますので、早めの手続きをお願いします。

■「届出」が必要な場合

- | | |
|----------------|----------------------|
| ①氏名に変更があったとき | ②同じ市町村内で住所が変わったとき |
| ③他の市町村から転入したとき | ④お亡くなりになられた方の手帳があるとき |

■「再交付申請」が必要な場合

- | | |
|--|------------|
| ①何らかの事情で身体障害者手帳を2冊お持ちのとき
(例)・番号の違う2冊の手帳・「障害名」「住所」など内容の違う2冊の手帳 | |
| ②障害程度が変わったとき | ③手帳を紛失したとき |
| ④手帳が汚れたり破損して文字や顔写真が不鮮明になっているとき | |

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

▲▽ 国民年金のお知らせ ▼▲

年金受給権者が死亡したときの手続きについて

年金受給権者が亡くなったときは、死亡届・未支給年金請求などの手続きが必要です。

■死亡届

年金受給権者が死亡した場合は、14日以内に死亡の届出が必要です。 届出を行わず過払いとなった場合は、返還請求の対象となりますのでご注意ください。

■未支給年金

死亡した方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、3親等内などの親族およびこれらの人の配偶者で、年金受給者が死亡した月までの分を請求することができます。

■遺族厚生年金

老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合に、死亡した当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫および祖父母が遺族厚生年金を受給できる場合があります。 ※遺族厚生年金については、受給要件が個々により異なりますので、詳細についてはお問合せください。
--

◆問合せ 町民福祉課 民生年金グループ ☎21-2120

●○ 国民健康保険のお知らせ ○●

●交通事故などでけがをした場合の手続きについて

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をしたときは、加害者が医療費を全額負担するのが原則です。

ただし、国民健康保険では『第三者行為による被害届』を提出いただくことで、一旦病院の窓口で保険証をご使用いただけます。その際、国民健康保険が立て替えた医療費（自己負担分は除きます）は保険者（余市町国保）が被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国民健康保険は使えなくなります。また、示談の内容に応じて医療費の返還が生じることがあります。

①まずは警察に届け出ましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に届出をし、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

②『第三者行為による被害届』を提出しましょう

被害を受けて保険証を使用する場合には、被害届の提出義務があります。保険証、印かん、事故証明書（後日でも可）を持って、役場保健課に届出ください。（書類は保健課窓口にあります）

●一部負担金の減免制度について

国民健康保険には、世帯主が特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合には、一部負担金（医療費の自己負担額）を一定期間減免または猶予をする制度があります。

特別な事由とは、災害などにより資産に大きな損害を受けた場合、事業の廃止や失業をした場合などをいいます。

また、余市町国民健康保険の資格取得から6ヶ月以上経過していること、生活保護を受ける予定がないこと、国民健康保険税に滞納がないことなどの条件を満たしている必要があります。詳しくはご相談下さい。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121